

記念事業等運営資金管理運用規程細則

第1条 この細則は、記念事業等運営資金管理運用規程に基づき、記念事業等運営資金の運用のために必要な事項を定める。

第2条 本資金は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第15条及び同法施行規則（以下「認定規則」という。）第18条に定める特定費用準備資金であり、次に定める目的以外には取り崩すことができないものとする。

（1）設立60周年記念に付帯して行う公益目的事業に係る費用（支出）

（2）第60回全国会員大会に付帯して行う公益目的事業に係る費用（支出）

第3条 本細則の他、積立限度額、その算定根拠について事業報告に準じた関係書類を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第4条 この細則の改廃は、理事会において決定する。

附則

本細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に規定する登記をすることを停止条件として成立するものとし、当該登記をした日から施行する。